

2026年1月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ン ダ ム  
代表 者 名 代表取締役社長執行役員 西村 健  
(コード: 4917、東証プライム市場)  
問 合 わせ 先 CFO 澤田 正典  
(TEL. 06-6767-5020)

**(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ**

当社が 2025 年 9 月 25 日付で公表いたしました「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」(当社が 2025 年 11 月 4 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 6 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 19 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同年 12 月 4 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025 年 12 月 4 日付プレスリリース」といいます。)、同月 15 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」及び同月 16 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。)について、その内容の一部に変更すべき事項(以下「本変更」といいます。)がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

カロンホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づく要請により当社が公表した 2026 年 1 月 5 日付「(変更) カロンホールディングス株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「カロンホールディングス株式会社による株式会社マンダム(証券コード: 4917)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者が 2025 年 9 月 26 日より開始しております当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関し、2026 年 1 月 4 日付で小川香料株式会社との間で小川香料株式会社が所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しあつこれを撤回しない旨を電子メールで合意したことに伴い、2025 年 9 月 26 日付で提出された公開買付届出書(2025 年 10 月 6 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書、同月 10 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書、同年 11 月 5 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書、同月 19 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書、同月 27 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書、同年 12 月 4 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書及び同月 15 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、訂正すべき事項(本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、2025 年 12 月 15 日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である 2026 年 1 月 5 日から、当該訂正すべき事項に係る訂正届出書の提出日である 2026 年 1 月 5 日から起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 1 月 20 日まで延長する旨の訂正を含みます。)が生じたとのことです。そして、公開買付者によれば、これを訂正するため、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2026 年 1 月 5 日付で関東財務局長に提出したことです。本変更は、当該訂正届出書の提出に伴い生じたものとなります。

なお、本公開買付けに関する当社の意見について、2026 年 1 月 6 日時点においては、2025 年 12 月 4 日付プレスリリースでお知らせいたしました内容に変更はありません。

変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

## (2) 意見の根拠及び理由

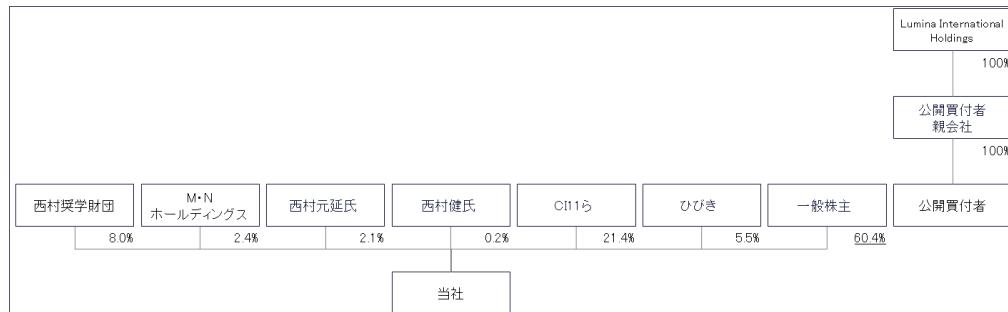
### ① 本公司買付けの概要

#### 【変更前】

なお、2025年12月15日付の訂正届出書の提出により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定していないとのことです。下記「③ 当社が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、第三者候補者による第三者候補者提案取引（下記「③ 当社が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）の公表の前提条件や公開買付け（第三者候補者提案）（下記「③ 当社が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）の開始の前提条件が複数設けられており、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性（実際に公開買付け（第三者候補者提案）が開始されるのか否か、いつ開始されるのか）に疑義があるものと考えているとのことです。公開買付者は、2025年12月15日現在、本公司買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公司買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、当社の株主の皆様が本公司買付価格以上で当社株式を売却する機会を失う可能性があると考えているとのことです。したがって、公開買付者は、本公司買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、当社の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えているとのことです。

＜中略＞

#### I. 本公司買付けの成立前（現状）



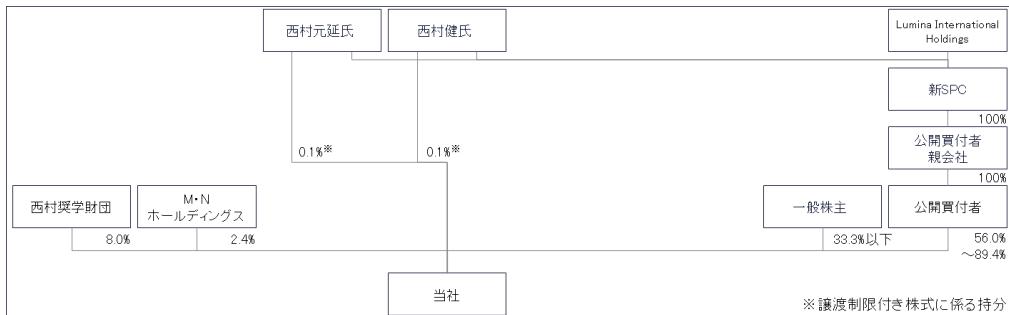
#### II. 本公司買付け成立後（2026年1月上旬）



#### III. 本再出資（応募合意株主）（2026年1月中旬～2月）（予定）



#### IV. 本再出資後（応募合意株主）（2026年1月中旬～2月）（予定）



#### V. 本スクイーズアウト手続後（2026年4月中旬）（予定）



#### VI. 本再出資（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）



#### VII. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）



<後略>

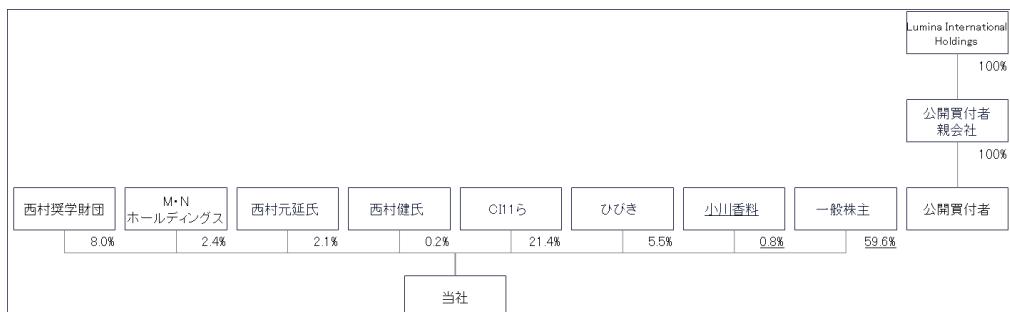
【変更後】

なお、2025年12月15日付の訂正届出書の提出により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定していないとのことです。下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、第三者候補者による第三者候補者提案取引（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）の公表の前提条件や公開買付け（第三者候補者提案）（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）の開始の前提条件が複数設けられており、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性（実際に公開買付け（第三者候補者提案）が開始されるのか否か、いつ開始されるのか）に疑義があるものと考えているとのことです。公開買付者は、2025年12月15日現在、本公開買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公開買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、当社の株主の皆様が本公開買付価格以上で当社株式を売却する機会を失う可能性があると考えているとのことです。したがって、公開買付者は、本公開買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、当社の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えているとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月24日以降、当社の株主である小川香料株式会社（以下「応募合意株主（小川香料）」といいます。）（所有株式数：339,200株、所有割合：0.75%）に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、2026年1月4日、応募合意株主（小川香料）との間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を電子メールで合意（以下「本応募合意（小川香料）」といいます。）したとのことです。なお、公開買付者は、2026年1月5日、当社に対し、応募合意株主（小川香料）との間で本応募合意（小川香料）を行った旨を通知したとのことです。公開買付者は、2026年1月5日付の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年1月20日まで延長し、合計74営業日とすることとしたとのことです。本応募合意（小川香料）の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(5) 本応募合意（小川香料）」をご参照ください。

<中略>

I. 本公開買付けの成立前（現状）



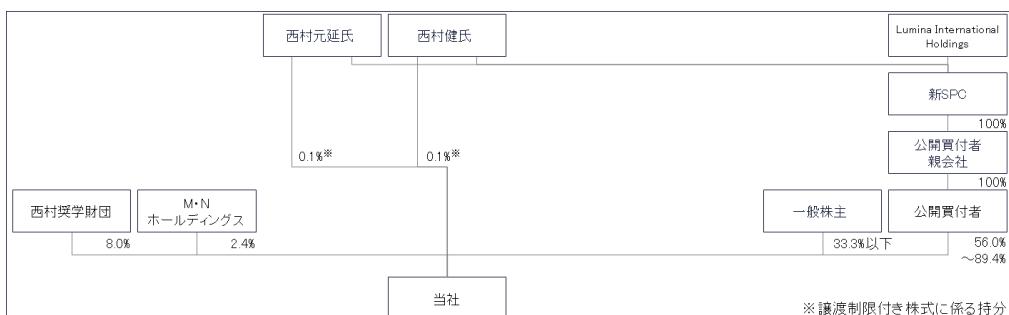
II. 本公開買付け成立後（2026年1月中旬）



### III. 本再出資（応募合意株主）（2026年1月下旬～2月）（予定）



### IV. 本再出資後（応募合意株主）（2026年1月下旬～2月）（予定）



### V. 本スクイーズアウト手続後（2026年4月下旬）（予定）



### VI. 本再出資（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）



VII. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）



<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

【変更前】

なお、2025年12月15日付の訂正届出書の提出により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定していないとのことです。下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、第三者候補者による第三者候補者提案取引の公表の前提条件や公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件が複数設けられており、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性（実際に公開買付け（第三者候補者提案）が開始されるのか否か、いつ開始されるのか）に疑義があるものと考えているとのことです。公開買付者は、2025年12月15日現在、本公開買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公開買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、当社の株主の皆様が本公開買付価格以上で当社株式を売却する機会を失う可能性があると考えているとのことです。したがって、公開買付者は、本公開買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、当社の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えているとのことです。

【変更後】

なお、2025年12月15日付の訂正届出書の提出により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定していないとのことです。下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、第三者候補者による第三者候補者提案取引の公表の前提条件や公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件が複数設けられており、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性（実際に公開買付け（第三者候補者提案）が開始されるのか否か、いつ開始されるのか）に疑義があるものと考えているとのことです。公開買付者は、2025年12月15日現在、本公開買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公開買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、当社の株主の皆様が本公開買付価格以上で当社株式を売却する機会を失う可能性があると考えているとのことです。したがって、公開買付者は、本公開買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、当社の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えているとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月24日以降、当社の株主である応募合意株主（小川香料）（所有株式数：339,200株、所有割合：0.75%）に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、2026年1月4日、応募合意株主（小川香料）との間で、本応募合意（小川香料）を行ったとのこと

です。公開買付者は、2026年1月5日付の訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年1月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年1月20日まで延長し、合計74営業日とすることとしたとのことです。本応募合意(小川香料)の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(5) 本応募合意(小川香料)」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

【変更前】

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月上旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

【変更後】

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月中旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

【変更前】

公開買付者は、本公開買付けにおいて、25,285,200株（所有割合：56.02%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしているとのことです。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限（25,285,200株、所有割合：56.02%）は、本基準株式数（45,137,222株）から応募合意株主の所有株式数の合計（1,033,090株）及び不応募合意株式数（4,670,000株）並びに応募合意株式（ひびき）（2,496,700株）を控除した株式数（36,937,432株）の過半数に相当する株式数（18,468,717株、所有割合：40.92%）に、応募合意株式数（939,790株）及び応募合意株式（ひびき）（2,496,700株）を加算した株式数（21,905,207株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなるとのことです（なお、応募合意株主（CI11ら）は、公開買付者と利害関係を有しない独立した投資者であるところ、本応募契約（CI11ら）は、独立した当事者間で行われた真摯な協議・交渉に基づき締結されたものであり、また、西村家株主及び応募合意株主（ひびき）と異なり再出資を予定しているものでもないことから、本応募契約（CI11ら）の締結の事実により、応募合意株主（CI11ら）が、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」条件の判断における、公開買付者と利害関係を有する当社の株主に該当することになるものではないと考えているとのことです。）。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の皆様の

意思を重視したものであると考えているとのことです。

#### 【変更後】

公開買付者は、本公開買付けにおいて、25,285,200 株 (所有割合: 56.02%) を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしているとのことです。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(25,285,200 株、所有割合: 56.02%)は、本基準株式数(45,137,222 株)から応募合意株主の所有株式数の合計(1,033,090 株)及び不応募合意株式数(4,670,000 株)並びに応募合意株式(ひびき)(2,496,700 株)を控除した株式数(36,937,432 株)の過半数に相当する株式数(18,468,717 株、所有割合: 40.92%)に、応募合意株式数(939,790 株)及び応募合意株式(ひびき)(2,496,700 株)を加算した株式数(21,905,207 株)を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなるとのことです(なお、応募合意株主(CI11 ら)は、公開買付者と利害関係を有しない独立した投資者であるところ、本応募契約(CI11 ら)は、独立した当事者間で行われた真摯な協議・交渉に基づき締結されたものであり、また、西村家株主及び応募合意株主(ひびき)と異なり再出資を予定しているものでもないことから、本応募契約(CI11 ら)の締結の事実により、応募合意株主(CI11 ら)が、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件の判断における、公開買付者と利害関係を有する当社の株主に該当することになるものではないと考えているとのことです。また、応募合意株主(小川香料)は、公開買付者と利害関係を有しない独立した投資者であるところ、本応募合意(小川香料)は、独立した当事者間で行われた真摯な協議・交渉に基づくものであり、また、西村家株主及び応募合意株主(ひびき)と異なり再出資を予定しているものでもないことから、本応募合意(小川香料)を行った事実により、応募合意株主(小川香料)が、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件の判断における、公開買付者と利害関係を有する当社の株主に該当することになるものではないと考えているとのことです。)。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えているとのことです。

#### ⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

#### 【変更前】

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、本公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 64 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

#### 【変更後】

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、本公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 74 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

#### 4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

##### 【変更前】

###### (4) 本応募契約（ひびき）

＜前略＞

（注1）本応募契約（ひびき）において、応募合意株主（ひびき）は、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧反収賄等及び⑨株式に対する権利について、表明及び保証を行っているとのことです。

##### 【変更後】

###### (4) 本応募契約（ひびき）

＜前略＞

（注1）本応募契約（ひびき）において、応募合意株主（ひびき）は、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧反収賄等及び⑨株式に対する権利について、表明及び保証を行っているとのことです。

###### (5) 本応募合意（小川香料）

公開買付者は、2026年1月4日、応募合意株主（小川香料）との間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を電子メールで合意しているとのことです。

以上

### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

### 【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b) の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。